

第 3 1 期 東京都青少年問題協議会緊急答申（案） 【概要】

第 1 章 現状と課題

第 1 青少年の自画撮り被害を取り巻く現状（本文 2～6 頁）

- スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年のネット上のトラブルが顕著。特に、児童ポルノ等の性的画像等に関する相談の割合が増加
- 脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害、いわゆる「自画撮り被害」に関する相談が多く寄せられていることが近年の特徴
- 全国の「自画撮り被害」の被害児童数は 4 年間で約 2.3 倍。児童ポルノ被害全体の約 4 割前後を占め、懸案
- 多くは、コミュニティサイトで知り合った面識のない者と 1 対 1 のやりとりに移行した後、青少年の性に関する判断能力の未熟さに付け込まれ被害に遭う。
- 被害発生の背景には、スマートフォンやネットの特性も大きく影響

第 2 青少年の自画撮り被害の防止に向けた課題（本文 7 頁）

- 1 対 1 の閉鎖的環境下での画像要求は、通信の秘密に守られるため、通信事業者や保護者等による警戒が困難。青少年の未成熟な判断能力に頼るところが大きい。
- 画像の要求は、刑法上の「脅迫」や「強要」に該当しないやり方で行われることが多く、また、児童ポルノ禁止法では画像が加害者に提供されるまでは規制できないため、現行法令では、青少年の画像提供を未然に防止することが十分にできない。
- 都では、普及啓発、教育、相談、取締り等により被害防止を図り、国や民間でも被害防止に資する各種取組が推進されており、相互補完し連携した対策も必要

第 2 章 具体的な対応方策

第 1 悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始段階

～悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始の可能性を低減させる取組が必要～
《普及啓発、教育、相談等対応》（本文 8～10 頁）

- 青少年のフィルタリング設定等に向けた保護者等の知識・技術向上に資する普及啓発の強化
- ネット利用に関するルール作り等に向け青少年の自発的取組を促す普及啓発の充実
- 青少年の被害に遭うリスクを高めるネット上の行動パターン等を踏まえた効果的な普及啓発の展開

《技術的対応》（本文10頁）

- 国における被害青少年に関する調査結果の提供要望

《規制等対応》（本文10頁）

- フィルタリング設定の徹底に関する法律改正が行われた場合の「東京都青少年健全育成条例」の改正の検討
- コミュニティサイト等に起因する児童の犯罪被害に関する国の対策検討の注視

第2 青少年への撮影・送信の働きかけ段階

～青少年の未成熟な判断能力に頼るところが大きいいため、様々な取組による補完が必要～

《普及啓発、教育、相談等対応》（本文11～13頁）

- 青少年の性に関する都の責務の追加（東京都青少年健全育成条例の改正が必要）
- 追加された都の責務に基づく青少年、保護者等への普及啓発等の強化

《技術的対応》（本文13頁）

- ネット上の有害な働きかけ等対策を目的とするアプリケーション等の推奨対象への追加（東京都青少年健全育成条例の改正が必要）
- 都がアプリケーション等を推奨した後の積極的な広報

《規制等対応》（本文13～16頁）

- 青少年に児童ポルノ等の作成・提供を不当に（注）勧誘する行為を罰則をもって禁止（東京都青少年健全育成条例の改正が必要）

- （注）
- ① 青少年が拒絶しているにもかかわらず勧誘する方法
 - ② 欺き、又は誤解させる方法
 - ③ 威迫する方法
 - ④ 対償を供与し、又はその供与の約束をする方法
 - ⑤ その他困惑させる方法 等

- 民間相談窓口を含めた関係機関の連携による勧誘段階での被害防止
- 他の道府県への条例改正の要請及び国への法整備の要望

第3 青少年が画像を送信した後の段階

～画像の拡散を最小限に抑える取組が必要～

《普及啓発、教育、相談等対応》（本文17頁）

- 相談しやすい窓口の整備等

《技術的対応》（本文17頁）

- ネット上の画像削除に関する民間の技術的取組の注視

《規制等対応》（本文17頁）

- 民間相談窓口を含めた関係機関の連携による画像の拡散防止